

小林昭彦裁判長らの審理打ち切りの暴挙を弾劾する

2015年3月4日

三里塚芝山連合空港反対同盟顧問弁護団  
事務局長弁護士 葉山岳夫

東京高裁第19民事部小林昭彦裁判長、定塚誠、岡山忠広裁判官は、2015年3月4日、市東孝雄さんの命である有機完全無農薬の畑を収奪しようとする控訴審第4回裁判（口頭弁論期日）で、開廷30分後に突然審理終結を言渡した。弁護団は直ちに忌避を申立てたが、これに一切耳をかすことなく書面を出すようにと言いすてて法廷から逃げ去った。

2013年7月29日千葉地裁多見谷寿郎裁判長は粗雑きわまる判決を下し、弁護団は東京高裁に187頁にわたる控訴理由書を提出して多見谷判決を徹底的に批判しつくした。

成田国際空港株式会社、千葉県はこの控訴理由書に真正面から対決して、理論的事実に反論することなく、ひたすら粗雑な多見谷判決にすがって「原判決のとおり」を繰り返すのみであった。

弁護団は市東孝雄さんの2度にわたる意見陳述をはじめとして、空港会社、千葉県が反論すべきことを要求し、ようやく控訴理由に対する反論を提出したが、弁護団は本年2月準備書面（1）でこれに対して徹底的に批判し粉砕した。3月4日の法廷では、市東さん本人尋問をはじめとする証人による立証計画を提出して、本人尋問、証人尋問によって市東さんの主張を裏づけ原判決を破棄させるための立証活動を開始した。また文書の提出命令申立を行った。

しかし小林裁判長は、空港会社、千葉県による憲法29条（財産権の保障）、憲法31条（適正手続の保障）に違反する行為が暴露されることを阻止し人証についての検討、文書を提出せしめる措置をとることを拒否して不公正、不適切きわまる審理打ち切り策動を強行した。

小林裁判長の審理打ち切りは、99%の人民を1%が支配する新自由主義の時代にあって司法の場において国策を容認・貫徹し、安倍政権、空港会社に加担するものである。

市東さんは、このような暴挙を断じて許さず、3代90年以上にわたって営々と農業に精進し、農地を死守し、公害をまき散らし、有事の際に軍事空港化する成田国際空港に絶対に反対し耕す者の権利を主張して、全国の労働者、農民、学生、市民とともに闘う決意を表明している。

弁護団は、市東さんの命というべき農地の強奪に手をかす小林裁判長らの審理打ち切り強行を弾劾し、市東さん、反対同盟を先頭に闘う労働者、農民、学生、市民との団結をますます深め、3月29日の全国集会を成功させ全人民の団結の力で裁判闘争の勝利をかちとる決意を表明する。